

## 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第16回）

### 議事録

日 時：令和5年6月9日（金）7:55～8:10

場 所：官邸4階大会議室

出席者：岸田 文雄 内閣総理大臣  
松野 博一 内閣官房長官（議長）  
齋藤 健 法務大臣（議長）  
林 芳正 外務大臣  
西村 康稔 経済産業大臣  
後藤 茂之 経済再生担当大臣  
谷 公一 国家公安委員長兼内閣府特命担当大臣  
永岡 桂子 文部科学大臣  
小倉 将信 内閣府特命担当大臣  
藤丸 敏 内閣府副大臣（代理出席）  
尾身 朝子 総務副大臣（代理出席）  
秋野 公造 財務副大臣（代理出席）  
羽生田 俊 厚生労働副大臣（代理出席）  
小林 茂樹 環境副大臣（代理出席）  
尾崎 正直 デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官（代理出席）  
藤木 眞也 農林水産大臣政務官（代理出席）  
西田 昭二 国土交通大臣政務官（代理出席）  
土生 栄二 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局事務局長（代理出席）

#### （議事録）

○齋藤法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。

まず、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の中間報告書について、私から説明します。

本年5月11日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の田中明彦座長から中間報告書を御提出いただきました。

中間報告書では、我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、外国人の適正な受入れを図る等の観点から、両制度の在り方の検討の方向性を示していただきました。

具体的には、現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設、すなわち、実態に即した制度への抜本的な見直しを検討すること、特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討することなどが示されました。

引き続き、有識者会議において、中間報告書で示された検討の方向性に沿って具体的な制

度設計について御議論いただき、本年秋頃に最終報告書を取りまとめていただく予定です。  
議題1について、御発言はございますか。

(発言なし)

それでは、議題2である「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」に関し、私から説明します。

1ページを御覧ください。

特定技能制度は、深刻化する人手不足への対応として、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限定し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる制度で、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を持つ「特定技能1号」と、熟練した技能を持つ「特定技能2号」があります。

そして、このたび特定技能2号の対象分野を追加したいと考えており、具体的には3ページの上段に記載のとおり、特定技能1号に係る12の特定産業分野のうち、既に対象となっている2分野及び介護分野を除く9分野と、造船・舶用工業分野のうち「溶接区分」以外の5業務区分について新たに特定技能2号の対象としたいと考えております。

特定技能2号の対象分野を追加する場合には、分野別の運用方針を変更する閣議決定が必要です。

その主な改正内容については3ページ下段以降を御参照ください。説明は以上です。

次に、西村経済産業大臣から御発言願います。

○西村経済産業大臣 中間報告書で示された、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度を創設すべきとの方向性を歓迎したいと思っております。

我が国は、いわゆる「移民政策」ではない形で、対象となる分野に限って外国人材を受け入れていると理解しております。こうした前提の下で、人材確保と人材育成の双方が図られるよう、引き続き実りある議論をお願いしたいと考えております。

その上で、足下の労働市場の喫緊の課題は人手不足であり、女性や高齢者の活躍促進、省人化・効率化の様々な努力を行った上で、なお人材を確保することが困難な業種においては、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要となります。

こうした中で、特定技能2号の対象分野に素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を追加することは重要であり、経済産業省としても、秋以降の試験開始などに向け、必要な対応を行っていきたいと考えております。

○齋藤法務大臣 ほかに、議題2について御発言はございますか。

(発言なし)

それでは、本案について、御了承いただいたものとさせていただきます。

次に、議題3である「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)」について、私から説明します。

資料3-1を御覧ください。

総合的対応策は、平成30年に策定した後、状況の変化に応じて必要な施策を追加するなどし、これまで4度の改訂を行ってきました。

今回の総合的対応策では、新規4施策を含む217の施策を示しております。

総合的対応策では、ロードマップを受けて、単年度に取り組む施策のほか、中長期的に取り組むべき施策でないため、ロードマップに記載されていないものの、共生社会の実現のために必要な施策を示しております。

今次改訂における総合的対応策の主な拡充施策としては、先ほど御説明した特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討がございます。

議題3について、御発言はございますか。

(発言なし)

それでは、本案について、御了承いただいたものとさせていただきます。

次に、議題4である「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の実施状況について、私から報告するとともに、議題5である「ロードマップ（令和5年度一部変更）」について、私から説明します。

資料5-1の1枚目を御覧ください。

昨年6月に決定されたロードマップにおいては、政府として目指すべき、外国人との共生社会の三つのビジョンを示すとともに、これらのビジョンの実現に向けて取り組むべき中長期的な課題として四つの重点事項を掲げ、各府省庁において具体的な施策に取り組んでいます。

ロードマップにおいては、本年3月、有識者を交えた意見聴取会を開催し、有識者の意見を踏まえた上で、資料4のとおり、令和4年度における施策の実施状況を取りまとめました。各施策がロードマップに基づき、着実に検討・実施されているところでございます。

続きまして、資料5-1の2枚目を御覧ください。

先ほど申し上げました意見聴取会での有識者の意見を踏まえた、四つの重点事項に係る具体的な施策について、主なものを記載しています。

資料5-1の3枚目を御覧ください。

意見聴取会での有識者の主な指摘事項及びそれらを踏まえた今回の見直し件数等について記載しております。

今回の見直しにおいては、有識者の意見を踏まえ工程表の見直しなどを行っているほか、新規施策を追加しています。説明は以上です。

次に、永岡文部科学大臣から御発言願います。

○永岡文部科学大臣 文部科学省では、外国人材との共生に関しこれまでも外国人児童生徒の就学促進や日本語教育の推進、外国人留学生の受入れ促進等に取り組んできました。このうち、日本語教育と外国人留学生受入れについて、新たな取組を開始します。

まず、日本語教育については、その質の維持向上を図るため、この通常国会で日本語教育機関の認定制度や日本語教員の資格制度を創設するための法案が成立しました。法律の内容を実効あるものとするために、来年4月の法律の施行に向け、必要な体制を整備した上で、その強化を図る必要があります。

そのため、法務省、外務省、厚生労働省をはじめとした関係省庁ともしっかりと連携・協力をしてまいりたいので、よろしく願います。

外国人留学生の受入れについては、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れと定着を図るため、教育未来創造会議の第2次提言を踏まえ、今回のロードマップ改定において留学生の国

内企業等への就職促進に係る施策を新たに登録しました。

これらを通じて、外国人材との共生に向け、文部科学省としての取組を推進してまいります。

○齋藤法務大臣 ほかに、議題4及び5について、御発言はございますか。

(発言なし)

それでは、議題5の本案について、御了承いただいたものとさせていただきます。  
最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○齋藤法務大臣 岸田内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣 外国人との共生社会を実現するためには、外国人材の適正かつ円滑な受入れを促進するとともに、その受入れ環境を整備することが重要です。本日の会議においては、特定技能2号について、深刻化する人手不足への対応として、対象分野を2分野から11分野に拡大することとしました。

また、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ包括的に推進していくため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂することとしました。

特に、技能実習制度及び特定技能制度については、我が国の深刻な人手不足を踏まえ、我が国が魅力ある働き先として選ばれる国となるよう、外国人の人権に配慮しつつ、国内の受入れ側や本国の送出機関等に関して指摘されている諸課題を解決し、国際的にも理解が得られるものとするのが重要です。このため、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度の適正化を図ります。各大臣におかれては、両制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、引き続き、法務省の司令塔的機能の下で、関係府省の連携を強化し、外国人の受入れ環境の更なる整備に取り組んでください。

○齋藤法務大臣 ありがとうございます。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○齋藤法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)